

## ○羽島市美しいまちづくり条例

平成12年3月28日

条例第16号

### (目的)

第1条 この条例は、空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等ごみ 空き缶、空きビン、プラスチック等の飲食料容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずその他これらに類するごみをいう。
- (4) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (5) 回収容器 空き缶、空きビン、プラスチック等の飲食料容器を回収する容器をいう。
- (6) 土地の所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）
- (8) 雑草の繁茂 その所有し、占有し、又は管理する土地に雑草等が生い茂り、又は枯れたまま放置されている状態をいう。
- (9) ふん害 飼い犬等のふんにより、道路、公園その他公共の場所を汚すことをいう。

### (市民等の責務)

第3条 市民等は、清潔で美しいまちづくりの推進を図るため、互いに協力し、地域の環境美化に努めなければならない。

2 市民等は、みだりに空き缶等ごみを捨ててはならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の環境美化に努めるとともに、

事業活動によって生ずる空き缶等ごみの散乱防止について、消費者に対する意識の啓発に努めなければならない。

2 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の雑草の繁茂を防止しなければならない。

2 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、みだりに空き缶等ごみが放置されないよう必要な措置を講じなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、飼い犬等のふん害の防止に努めなければならない。

2 飼い主は、飼い犬等のふん害を防止するため、ふんを処理するための用具を携行し、飼い犬等が道路、公園その他公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化に対する意識の啓発等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するため必要があるときは、関係機関等と連携するものとする。

(市の施策への協力)

第8条 市民等、事業者、土地の所有者等及び飼い主は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、市民等、事業者、土地の所有者等及び飼い主に対し、空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂を防止するため必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第10条 市長は、第3条第2項、第4条第2項、第5条第1項又は第6条第2項の規定に違反した者に対し、空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂を防止するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の勧告を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、期限を定めその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。